

# みらい1分ニュースレター

2009/12/21 第23号

毎週月曜配信

## 中国版

### テーマ

#### 【上海】外国人への社会保険の加入、一部解禁

### ポイント

- ✓ 公布部門： 上海市人力資源および社会保障局
- ✓ 施行： 2009年10月10日ー
- ✓ 影響： 上海で働く外国人の社会保険への加入が可能になった。

### 【滴水穿石】

当制度は従来と比較して大きな変更点であり、外国人が上海で働く中国人とほぼ同じ待遇となります。企業にとっては人件費アップにも繋がる面がありますが、上海で生活する日本人や、現地採用の日本人にとっては朗報といえるでしょう。



### 解説

当制度は本年10月10日より実施されています。中国籍の従業員を雇用した場合は異なり、外国人の社会保険の加入は任意であり、義務ではありません。雇用契約の条件や従業員個人の状況等（下記（3）参照）によって、従業員が選択した上で、雇用主との合意により成立します。

#### ◆【6つの主要内容】

##### (1) 適用地域

上海のみです。

##### (2) 加入保険の種類

養老保険（いわゆる年金保険）、医療保険、労災保険に加入できます。なお、失業保険や生育保険（いわゆる雇用保険）については加入は認められていません。

##### (3) 外国人の加入資格

- ① 上海の企業と雇用関係（※）があり、さらに「外国専門家証明書」、「上海市居住証」、「外国人就業証」等を有している外国人従業員（※）就業形態による区分は本通達に明記されていません。
- ② 永住権を持っている外国人
- ③ 台湾・香港・マカオ籍の従業員

##### (4) 養老保険の適用

加入年数（15年）の条件を満たせば、男性は60歳、女性は55歳から年金を受け取ることができます。途中で脱退する場合、養老保険個人口座の掛け金は全額返金されます。

##### (5) 医療保険の適用

中国国内において病気で治療を受けた場合、医療保険の給付を受けることができます。但し、海外で発生した医療費については給付を受けられません。途中で脱退する場合には、医療保険個人口座の残金は、積立金などを精算した後、現金で還付されます。

##### (6) 労災保険の適用

業務上又は通勤途中に負傷、又は療養を必要とする疾病にかかった場合に給付されます。具体的には、労災の認定→労働能力に関する調査→労災保険給付申請の流れとなります。

執筆：莫 健潔（ばく けんけつ）

 **みらいコンサルティンググループ**

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>  
税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所  
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)  
◇〔大阪オフィス〕大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010

